

本事業の成果と今後の方針

—目次—

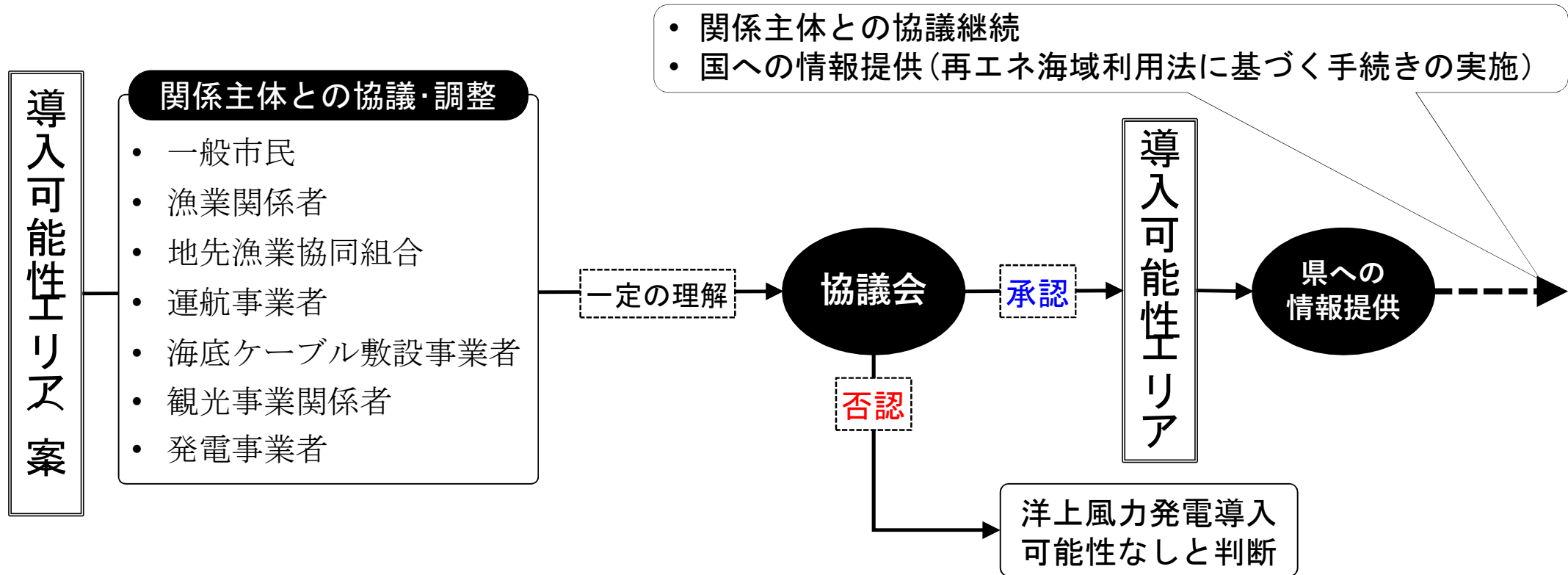
- | | |
|---------------------------|----|
| 1. 今後の方針について..... | p1 |
| 2. 本事業の成果について..... | p3 |
| 3. 洋上風力発電導入までの流れについて..... | p5 |

壱岐市

1. 今後の方針について

■ 県への情報提供までの流れ

- 関係主体との協議・調整の結果、検討の継続を望む声が多数聞かれた。
- 洋上風力発電導入の可能性を残し、今後も検討を継続していくには、県への情報提供が必要。
- 本協議会で承認された場合、導入可能性エリアを本市の総意として、県へ情報提供する。



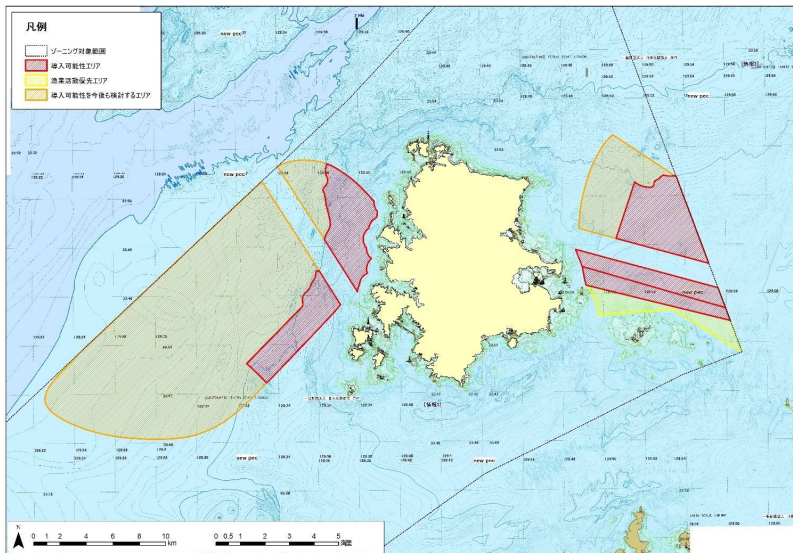
1. 今後の方針について

■ 県への情報提供の内容

- 導入可能性エリアには依然として課題が残されており、実際の事業実施に際しては、先行利用や環境への配慮が求められる。
- よって、県への情報提供の際には、導入可能性エリアの位置情報とともに、当該エリアに洋上風力発電を導入する際に配慮すべき条件を提示する。

本事業の成果(協議会で承認された場合)

導入可能性エリア(位置情報)



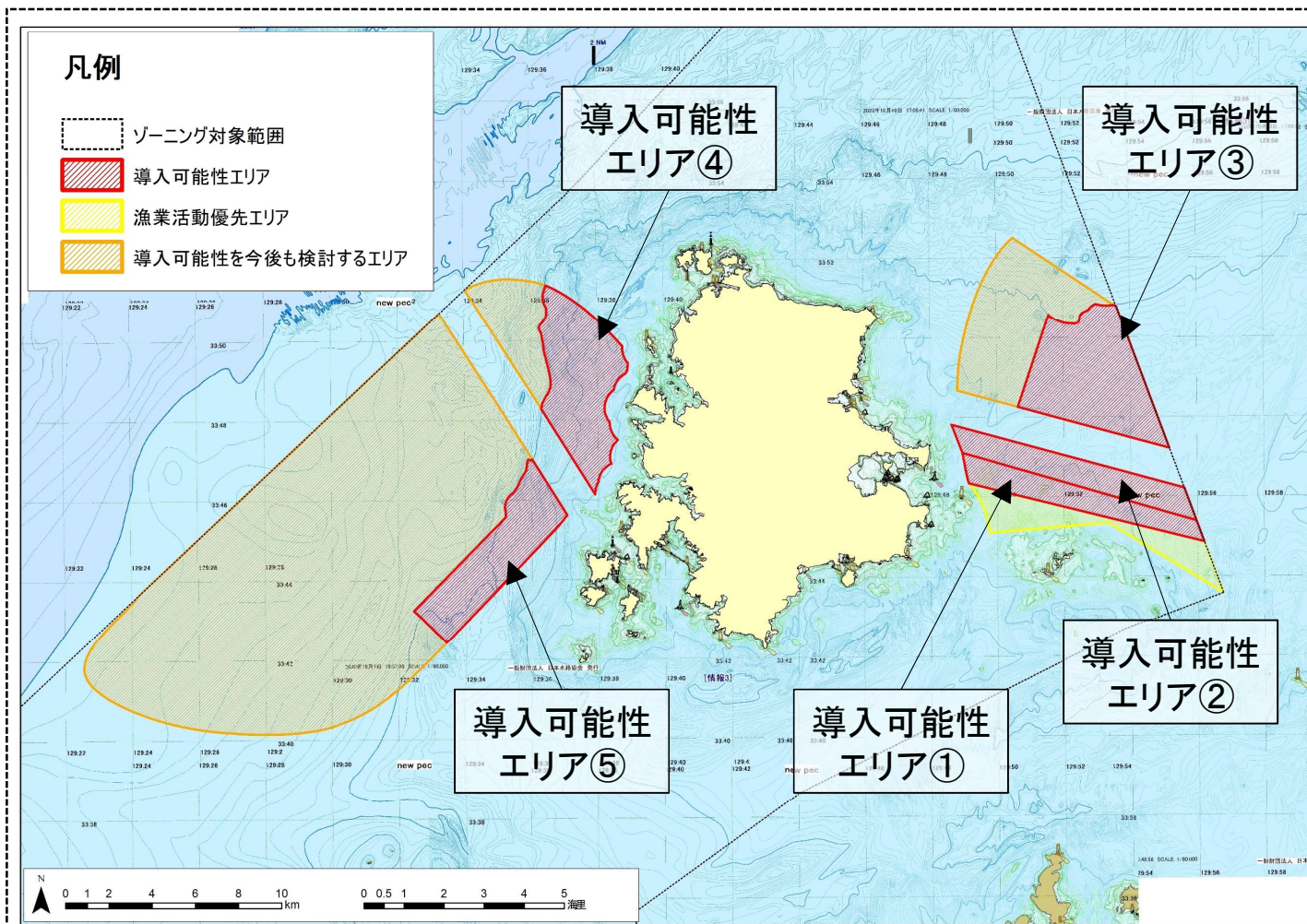
配慮すべき条件

- 漁場利用への配慮
- 船舶航行への配慮
- 海底ケーブルへの配慮
- 国防施設等への配慮
- 景観への配慮
- 鳥類の生息環境への配慮

県への
情報提供

■ 導入可能性エリア

- 壱岐市周辺海域の5箇所を導入可能性エリアとする。
- 導入可能性エリアを除く候補エリア内の残りの海域は、「導入可能性を今後も検討するエリア」、「漁業活動優先エリア」と設定し、継続して導入可能性を検討していく。



導入可能性エリア

壱岐市の関係主体から協議の継続について一定の理解が得られたエリアであり、今後の検討により促進区域への指定の可能性があり得るエリア。

漁業活動優先エリア

漁業活動を優先しつつ、洋上風力発電導入の可能性を今後も検討していくエリア。

導入可能性を今後も検討するエリア

次年度以降も協議・調整を継続し、将来的に促進区域への指定を目指すエリア。

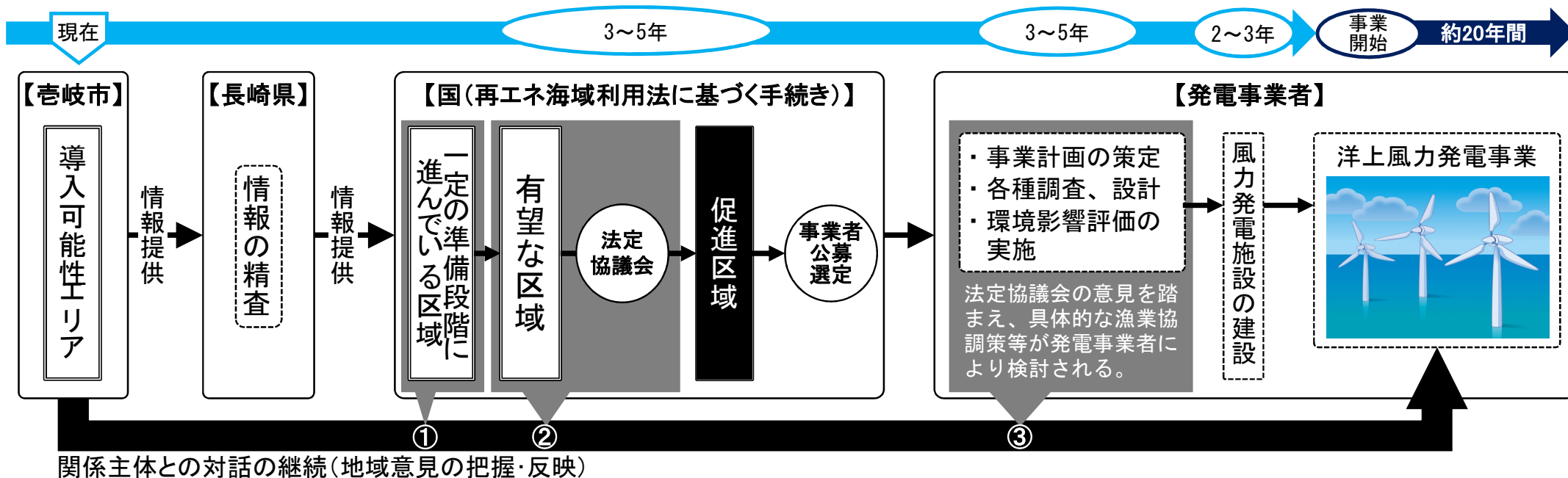
■ 配慮すべき条件

- 関係主体との協議・調整を基に、導入可能性エリアにおいて洋上風力発電の導入を検討する際に配慮すべき条件を整理。
- 県への情報提供時には導入可能性エリアと併せて提示する。

区分	配慮すべき条件
漁場利用への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 当該海域の漁業実態に応じた適切な措置を講じることで、現行の漁場利用への影響を最小限に抑えること。 風車の建設により、現行の漁業の継続が困難になった場合には、影響の程度に応じた適切な対応が実施されること。
船舶航行への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 航行安全の確保が可能な航路幅員を確保すること。 航行のリスクや運航事業者の負担が増加しないよう十分配慮すること。
海底ケーブルへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> 海底ケーブルと接触、干渉が生じないよう適切な措置を講じること。 メンテナンス作業に必要な範囲に風車に係る構造物を設置しないこと。
国防施設等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 風車の存在が、国防施設等の機能に支障を生じさせないこと。
景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 新たな景観資源としての側面と、従来の自然的な景観への影響としての側面の両面から、地域にふさわしい風車景観の在り方を検討すること。
鳥類の生息環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施海域において、さらに詳細な生息状況及び渡りルートを把握するとともに、必要に応じて適切な保全措置を検討すること。

3. 洋上風力発電導入までの流れについて

- 本協議会で承認が得られた場合、長崎県に情報提供を行う。
- 長崎県は情報を精査し、国に情報提供を行う。国は、受け取った情報をもとに再エネ海域利用法に基づく手続きを進める。
- 壱岐市は、関係主体との対話を継続。国や県、市外関係者、発電事業者との協議にて地域の意見を反映させる。



地域意見反映の機会		備考
①	国、県、市外の関係者を含めた協議	<ul style="list-style-type: none"> • エリアに関する具体的な意見の反映。 • エリアの見直しが可能。
②	法定協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 漁業協調等の具体的な条件を調整する。
③	発電事業者との協議	<ul style="list-style-type: none"> • ②の条件を基に発電事業者が具体的な内容を提示。 • 協議により最終的な漁業協調等の内容が確定。

- 各段階ごとに地域意見を反映
- 地域との合意が得られ場合のみ、次の段階に進むことが可能